

大和郡山市バリアフリー基本構想

(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)



大和郡山市

「歩いて魅たくなるまちづくり」をめざして



日々の生活を過ごすなか、私たちは、ややもすれば自分だけの感覚でものごとを判断し、相手の立場や置かれている状況をつい忘れてしまうことがあります。たとえば、若い時には何でもなかった敷居の段差が気になるような年代になって初めて、「バリアフリー」の大切さを実感するようになるのではないのでしょうか。

また、日ごろは「バリア」を感じていない人でも、病気になったり、けがをした時、妊産婦になった時、あるいは乳幼児を連れて歩いた時、まちのあちこちに不便や危険を感じることで、やはり初めて、「バリアフリー」の大切さを実感するようになるのではないのでしょうか。バリアフリー、つまり障壁のない社会は、高齢者や障害を抱える方々だけでなく、すべての人たちが「歩いて魅たくなる」「住んで魅たくなる」そうしたまちづくりにつながっていくものと考えます。

そうしたなか、この度、本市は、平成18年に施行された、いわゆるバリアフリー新法に基づき『大和郡山市バリアフリー基本構想』を策定し、基本方針や整備内容、ソフト面の取り組みなどについて決めました。

構想の策定にあたっては障害者、高齢者、学識者、関係団体代表者、関係事業者の方々からなる協議会を設置し、市民に対するアンケート調査や、ヒアリング、ワークショップ、タウンウォッチングに取り組み、バリアフリーの方向性を明らかにしていただきました。

この後は、本基本構想に基づき、市民、関係者の協力のもと、本市のバリアフリー化の促進と質の向上を図っていきたいと考えております。

本基本構想の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました協議会委員の方々をはじめ、アンケート、ワークショップ等にご協力をいただきました市民、関係団体、関係機関の皆様方に心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

平成24年3月

大和郡山市長 上 田 清

大和郡山市バリアフリー基本構想 目次

| | |
|---------------------------|------|
| 第1章 基本構想の概要 | 1-1 |
| はじめに | 1-1 |
| 1-1 基本構想策定の背景 | 1-1 |
| 1-2 基本構想の目的 | 1-2 |
| 1-3 基本構想の位置づけ | 1-3 |
| 1-4 バリアフリー新法をふまえた本基本構想の特徴 | 1-4 |
| 1-5 目標年次 | 1-6 |
| 第2章 大和郡山市の現況 | 2-1 |
| 2-1 概況 | 2-1 |
| 2-2 人口、高齢者数、障害者数など | 2-2 |
| 2-3 鉄道駅と施設の立地状況 | 2-4 |
| 2-4 バス | 2-6 |
| 2-5 まちづくりの方向性 | 2-7 |
| 2-6 障害者の市内の移動等に関する主な課題 | 2-9 |
| 第3章 重点整備地区における基本方針 | 3-1 |
| 3-1 重点整備地区の設定 | 3-1 |
| 3-2 地区の特性 | 3-3 |
| 3-3 移動等円滑化の基本的考え方 | 3-23 |
| 第4章 重点整備地区の位置・区域 | 4-1 |
| 4-1 重点整備地区の考え方 | 4-1 |
| 4-2 重点整備地区の範囲 | 4-2 |
| 第5章 生活関連施設・生活関連経路の設定 | 5-1 |
| 5-1 生活関連施設 | 5-1 |
| 5-2 生活関連経路 | 5-3 |
| 第6章 実施すべき特定事業等 | 6-1 |
| 6-1 実施すべき特定事業等の考え方 | 6-1 |
| 6-2 事業の目標時期 | 6-3 |
| 6-3 実施すべき特定事業等 | 6-4 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第7章 今後の取り組みの方向性 | 7-1 |
| 7-1 段階的・継続的な取り組み（スパイラルアップ）に向けての体制 | 7-1 |
| 7-2 市全体でのバリアフリー化の推進 | 7-2 |
| 7-3 災害時におけるバリアフリー | 7-3 |
| 7-4 持続可能な交通体系の構築 | 7-4 |
| 7-5 子育て世代のバリアフリー | 7-4 |
| 7-6 観光バリアフリーの推進 | 7-4 |